

Neo-光 契約約款

【参考】本規約で参照するNTT 西日本のIP 通信網サービス契約約款について

NTT 西日本のIP 通信網サービス契約約款 (2015年2月23日次点で公開されているもの)																	
参照する箇所	参照する条文																
第6条	当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。																
第9条	<p>当社は、IP通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線(第3条(用語の定義)の表の16欄の(2)に規定するものを除きます。)の終端とします。</p> <p>2当社は、前項の地点(その地点が当社のIP通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。)を定めるときは、IP通信網契約者と協議します。</p>																
第15条の1、2	<p>契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより1の契約者回線等ごとに当社が定めます。</p> <p>2当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。</p>																
第36条の1-3	<p>当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>気象機関</td></tr> <tr><td>水防機関</td></tr> <tr><td>消防機関</td></tr> <tr><td>災害救助機関</td></tr> <tr><td>警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)</td></tr> <tr><td>防衛機関</td></tr> <tr><td>輸送の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td>通信の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td>電力の供給の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td>ガスの供給の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td>水道の供給の確保に直接関係がある機関</td></tr> <tr><td>選挙管理委員会</td></tr> <tr><td>別記17の喜寿運に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関</td></tr> <tr><td>預貯金業務を行う金融機関</td></tr> <tr><td>国又は地方公共団体の機関</td></tr> </tbody> </table>	機関名	気象機関	水防機関	消防機関	災害救助機関	警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)	防衛機関	輸送の確保に直接関係がある機関	通信の確保に直接関係がある機関	電力の供給の確保に直接関係がある機関	ガスの供給の確保に直接関係がある機関	水道の供給の確保に直接関係がある機関	選挙管理委員会	別記17の喜寿運に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関	預貯金業務を行う金融機関	国又は地方公共団体の機関
機関名																	
気象機関																	
水防機関																	
消防機関																	
災害救助機関																	
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)																	
防衛機関																	
輸送の確保に直接関係がある機関																	
通信の確保に直接関係がある機関																	
電力の供給の確保に直接関係がある機関																	
ガスの供給の確保に直接関係がある機関																	
水道の供給の確保に直接関係がある機関																	
選挙管理委員会																	
別記17の喜寿運に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関																	
預貯金業務を行う金融機関																	
国又は地方公共団体の機関																	

Neo-光 契約約款

第 50 条	<p>当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。</p> <table border="1" data-bbox="564 533 1481 1397"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 533 740 584">順位</th> <th data-bbox="740 533 1481 584">修理又は復旧する電気通信設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 584 740 1016">1</td> <td data-bbox="740 584 1481 1016"> 気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1016 740 1352">2</td> <td data-bbox="740 1016 1481 1352"> ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記 17 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1352 740 1397">3</td> <td data-bbox="740 1352 1481 1397">第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table>	順位	修理又は復旧する電気通信設備	1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの	2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記 17 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの	3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの
順位	修理又は復旧する電気通信設備								
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの								
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記 17 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの								
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの								